

令和3年度

第8回定例農業委員会会議録

令和3年11月19日 開催

令和3年11月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第8回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第12号

令和3年度 第8回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年11月19日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年11月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年11月19日 午前 9時00分

閉会 令和3年11月19日 午前 10時30分 (会期1日)

第1日目 (11月19日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸
3番	三好 直樹	10番	長尾 清
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣
		12番	藤滝 健造
6番	福家 範行	13番	三好 満
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春
		16番	渡辺 玲子
		17番	大野 政則
		18番	藤重 英子
		19番	丸尾 説男

議事録署名委員

12番 藤滝 健造 委員、 14番 三好 光春 委員

欠席

5番 森 健人 委員、 8番 笹川 武義 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

議事日程

令和 3 年 11 月 19 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 3 年 11 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 8 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森健人委員、8 番 笹川武義委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、12 番 藤滝 健造 委員、14 番 三好 光春 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案についてですが、案件第 1 号に大野委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いいたします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人は認定農業者であり申請地を借り受け営農しています。小作地の取得を考えていた譲受人と、所有農地を手放すことを検討していた譲渡人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 25,891 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、アスパラガスです。

譲受人の農作業歴としては、7 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクター2 台、軽トラック 1 台を所有しています。また、現在の作付け作物であるアスパラガスを引き続き作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 500m、軽トラックで 1 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 1 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 1 号の、案件第 1 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。大野委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい、残りの案件について説明します。今月は、先ほどの案件を除いて 4 件です。

議案第 1 号-2

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人は現在町外に住所を有しますが、譲渡人の住宅を購入する話になっており、労働力不足で農地の管理に苦慮していた譲渡人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、[REDACTED]で借り入れている2,184㎡と本案件で取得予定の1,173㎡、次の案件で説明する1,163㎡を併せた4,520㎡となり、農地下限面積である4,000㎡を超えており、現所有農地については、[REDACTED]へ確認したところ全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、柿です。

譲受人の農作業歴はありませんが柿を植樹後は香川県農協からの指導・協力を得て管理していく計画であり、農作業の労働力及び従事日数は、本人及び夫の2名でそれぞれ160日の従事を予定しています。機械の所有状況については、耕耘機1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しており、今後農薬散布器を揃えていく計画となっています。柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は10km、車で20分、購入予定の住宅からは300m、徒歩で4分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に在住しており農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は[REDACTED]で借り入れている2,184㎡と今月の案件で取得予定の1,173㎡と1,163㎡を併せた4,520㎡となり、農地下限面積を超えており、現所有農地については、[REDACTED]へ確認したところ全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、柿です。

譲受人の農作業歴はありませんが柿を植樹後は香川県農協からの指導・協力を得て管理していく計画であり、農作業の労働力及び従事日数は、本人及び夫の2名でそれぞれ160日の従事を予定しています。機械の所有状況については、耕耘機1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しており、今後農薬散布器を揃えていく計画となっています。柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は10km、車で20分、購入予定の住宅からは150m、徒歩で2分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人は譲渡人所有の宅地を購入する予定であり、宅地の近隣にある農地に関しても処分を考えていた譲受人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 26,032 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、田では野菜、畑では柿です。

譲受人の農作業歴としては、16 年、農作業の従事日数は、300 日で、機械の所有状況については、トラクター2 台、耕運機 1 台、草刈り機 2 台、トラック 1 台を所有しています。また、野菜及び柿の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 1km、車で 5 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人は申請地の周辺の農地を所有しており、経営規模の拡大を考えていた譲受人と、高齢化による経営規模の縮小を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 18,103 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業歴としては、45 年、農作業の従事日数は、126 日で、機械の所有状況については、トラクター6 台、コンバイン 2 台、耕運機 2 台、田植機 2 台、乾燥機 6 台、軽トラック 1 台を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 1km、車で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、4件の申請についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は7件です。

議案第2号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地種： 第3種農地（土地計画法による用途地域指定 準住居地域）

併用地： 水路 25.19 m²（機能交換予定）

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 宅地分譲4区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は[]に主たる事務所を置き、昭和53年に設立した不動産業を主に営む法人です。

申請地は、[]から南へ170m程の場所にあり、近くに大型商業施設もあることから、依然宅地分譲の問い合わせが多く、需要が十分見込まれるため、所有者との売買契約を整え申請に至ったものです。

【資金】 土地代 1,000万円 造成費 1,000万円、建築費 0万円
自己資金 2,000万円、借入金 0万円 合計 2,000万円

【期間】 令和4年3月15日～令和7年3月14日

【造成】 花崗土による盛土 H=1.43m（最大）切土 なし
コンクリート擁壁 H=2.14m（最大）

【排水】 雨水：最終柵を設置し、付替えする水路へ放流
汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 開発行為許可申請、法定外公共物工事承認申請

【水利】 []

【隣接同意】 []

議案第2号-2

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第2種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 中古車両置場 23 台、来客者用駐車場 5 台

申請事由： 車両置場

説明：【理由】 申請人は、現在町外に住んでいますが、譲渡人の自宅を買うことで契約を済ませています。義理の父親と中古車販売の事業を共同経営で行うこととなり、自宅兼事務所（現在の譲渡人自宅）に近いところで土地を探していました。

また譲渡人は、農地及び自宅全ての土地の処分を考えており、農地は第1号議案第2号案件のとおり、この譲受人が買い受けます。その内、本申請地を事業用地として転用するため今回申請に至ったものです。

【資金】 土地代 125 万円 造成費 100 万円、建築費 0 万円
自己資金 0 万円、借入金 225 万円

【期間】 令和4年1月4日～令和4年6月30日（許可後6カ月間）

【造成】 花崗土による盛土 なし 表土剥ぎ取り後碎石舗装のみ
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：溜枡を設置し南側水路へ放流、 污水：なし

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第2号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第2種農地

併用地： 道路水路 41.51 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 商業・サービス等用地

施設の概要： 倉庫平屋建 1 棟 150.00 m²

申請事由： 倉庫用地

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和50年に設立したホームセンター、スーパーマーケットの経営を主に営む法人です。既存店舗において、資材物品置場が不足しており倉庫用地を探していました。

申請地は、休耕地であり管理されていない農地であり、既存店舗に隣接し間に

ある法定外公共物の払い下げを受ける見込みも立ったため、譲渡人との売買契約を整え申請に至ったものです。

- 【資金】 土地代 250 万円 造成費 100 万円、建築費 1,000 万円
自己資金 1,350 万円、借入金 0 万円 合計 1,350 万円
- 【期間】 令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日（許可後 7 カ月間）
- 【造成】 花崗土による盛土 なし、 切土 なし
表土鋤取り後アスファルト舗装、 コンクリート擁壁 既存利用
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し南側水路へ放流、汚水：なし
- 【他法令許可】 法定外公共物払下げ
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 該当なし（西側の地目：田は、H26.6.27 付転用許可済み）

議案第 2 号-4

- 地図・図面： [REDACTED]
- 権利設定： 所有権移転 有償売買
- 申請地： [REDACTED]
- 地 種： 第 2 種農地
- 併用地： -
- 譲渡人： [REDACTED]
- 譲受人： [REDACTED]
- 用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 75.47 m²、車庫平屋建 1 棟 44.84 m² 合計 120.31 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 譲受人は実家で両親、夫との 4 人で同居していますが、家族も増えることになり、将来を見据え実家の近くで土地を探していたところ、県外に住み、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し住宅建設を目的とした転用申請に至ったものです。

- 【資金】 土地代 179 万円 造成費 300 万円、建築費 1,900 万円
自己資金 0 万円、借入金 2,379 万円 合計 2,379 万円
- 【期間】 令和 4 年 1 月 10 日～令和 4 年 7 月 30 日
- 【造成】 花崗土による盛土 H=0.20m、 コンクリート擁壁 H=0.60m
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し北東側道路側溝へ放流、汚水：合併浄化槽を設置
- 【他法令許可】 -
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-5（一時転用）

- 地図・図面： [REDACTED]
- 権利設定： 使用貸借権の設定
- 申請地： [REDACTED]

地 種： 第2種農地

併用地： 山林など 2,044.96 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 農地造成

申請事由： 建設残土処分

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和57年に設立した土木工事業を行う法人です。

この案件は、平成30年11月19日付で3年間の一時転用許可を受け、造成工事を行ってきましたが、コロナ禍の影響で予定していた民間事業などの遅れや延期になった工事もあり、当初の計画期間での完了が難しいため、改めて令和6年11月30日までの3年間の計画を立て申請に至ったものです。譲渡人も当初の造成計画を望んでおります。

予期せぬ事態による工期の遅れではあり、今回の申請期間中に工事を完了することの誓約書も添付されていることから、許可相当とすることはやむを得ないと考えています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 300万円、建築費 0万円

自己資金 300万円、借入金 0万円

【期間】 令和3年12月1日～令和6年11月30日（許可後3年間）

【造成】 花崗土による盛土 H=1.70～5.00m、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：調整池を経由し、ため池へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 法定外公共物工事施工変更承認

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第2号-6（一時転用）

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

地 種： 第1種農地

併用地： 山林等 3,600.60

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 農地造成

申請事由： 建設残土処分

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成元年に設立、土木工事及び建築工事業を主に営む法人です。

■■■■■を中心に事業を行っており、受注した土木工事等施工に伴い発生する自社の管理する残土処分場用地を探していたところ、カーネーションのハウス建設のため、地上げ及び区画整形を望んでいた譲渡人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

申請地は、新農業構造改善事業において平成3年3月に土地改良法による換地処分を行った第1種農地ですが、谷あい地下水が高いことと、カーネーションのハウス建設のためには、区画を再整形する必要があり、地上げし農地造成をする計画を立てています。

営農計画としましては、盛土直後は地盤が不安定でもあることから、露地の小菊を栽培する予定です。

なお、盛土量などから事業用地として十分な規模であり、建設残土搬入計画から、期間内に工事完了が可能と判断しております。

【資金】 土地代 0万円 造成費 1,300万円、建築費 0万円

自己資金 1,300万円、借入金 0万円

【期間】 令和4年1月20日～令和7年1月19日（3年間）

【造成】 花崗土による盛土 H=8.50m（最大）、切土 H=1.30m（最大）
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：仮設調整池を設置し東側水路へ放流、汚水：なし

【他法令許可】 公共財産工事施工承認申請

【水利】 ■■■■■

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-7

地図・図面： ■■■■■

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： ■■■■■

地種： 第1種農地

併用地： -

譲渡人： ■■■■■

譲受人： ■■■■■

用途： その他の業務用地

施設の概要： 露天資材置場等

申請事由： 資材置場、車両置場

説明：【理由】 譲受人は、■■■■■に主たる事務所を置き、平成17年に設立し、一般貨物自動車運送業・建設業を営む法人です。建築資材等の保管場所の貸借契約が9月末で終了し現在所有している土地などに分散しています。期間満了までに申請する予定でしたが、測量業務に不測の時間を要したようです。

このようなことから、現在不効率で業務に支障が出ており事態を解消するため営業所に近い本申請地を選定し申請に至ったものです。

周辺は基盤整備を行っており、適当な土地が無く、本申請地は、平成8年度か

ら平成 12 年度に実施された、県営中山間地域総合整備事業の区域内の第 1 種農地ではありますが、譲渡人が事業施行当時、自身の事業用地として非農用地協議を整えていた土地で、工事費は投資されてなく農用地には該当しておりません。譲渡人は、事業縮小のため土地を手放したいと考えていたところで、お互いの意向が合致し、申請に至ったものです。

貨物事業の営業所から 50m と近く、『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』という第 1 種農地の許可の例外規定に該当することから許可相当と考えています。

【資金】 土地代 350 万円 造成費 200 万円、建築費 0 万円

自己資金 550 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 4 年 1 月 5 日～令和 4 年 2 月 5 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.50m、切土 なし、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【他法令許可】 県道工事許可申請（入口床板工事）

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、7 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条事業計画変更申請について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

申請者：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 16 棟 1,182.56 m² 内 12 棟完成

申請事由： 工期延長 当初 H30.5.1～R3.4.30（3 年間）

→ H30.5.1～R5.4.30（5 年間）

説明：【理由】 申請者は、に主たる事務所を置き、平成 29 年に設立。不動産業を主に行う法人です。

平成 30 年 5 月 1 日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初 16 棟で計画していましたが、一時期コロナ禍の影響で建築資材の調達が遅れ、計画期間内に事業完

了できなかったもので、現在はその不安も解消され、変更後の期間内に事業を完了させるとし、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 平成 30 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)

【排水】 雨水：溜枿を設置し開発道路側溝を経由し[REDACTED]へ放流
汚水：合併浄化槽を設置 (変更なし)

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

現況証明について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 4 号-1

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 原野

利用状況： 道路法面

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申出地は、[REDACTED]の側道の法裾にあります。側道工事に伴い買収された農地の残地であると考えられます。側道の工事後は、進入路もなく耕作に不便で放棄され、20 年以上経過し側道法面と一体化した状態です。

耕作不適當等のやむを得ない事情により 20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うことができる。とあります。また、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてです。なお、案件第4号及び第5号に國重委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第4号及び第5号案件について、説明します。

P.10をご覧ください。

議案第5号-4

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 70,475 m²

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R3.12.1～R6.11.30（3年間）

議案第5号-5

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 70,475 m²

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R3.12.1～R9.11.30（6年間）

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

案件第4号及び第5号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第4号及び第5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第9号に滝川委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第9号案件について、説明します。

P.12をご覧ください。

議案第5号-4

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 110,993.02 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R3.12.1～R9.11.30（6年間）

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第9号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第9号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.8～P.13をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 6件 合計 16,134 m²

内訳

新規契約： 1 番～3 番 3 件 8,982 m²

更新契約： 6 番～8 番 3 件 7,152 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてです。なお、案件第 7 号及び第 8 号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

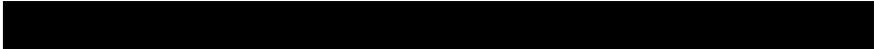
はい。第 7 号案件及び第 8 号案件について、説明します。

P.17 をご覧ください。

議案第 6 号-7

所在： 

利用権： 賃貸借権

貸付人： 

借受人： 

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 128,825 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R3.12.1～R9.11.30 (6 年間)

議案第 6 号-8

所在： 

利用権： 賃貸借権

貸付人： 

借受人： 

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 128,825 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R3.12.1～R9.11.30 (6 年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第7号及び第8号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第7号及び8号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

続きまして、案件第20号～第22号に井脇委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第20号～第22号案件について、説明します。

P.23をご覧ください。

議案第6号-20

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 197,153 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り6,000円

期間： R3.12.1～R9.11.30 (6年間)

議案第6号-21

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 197,153 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間 10 a 当り 6,000 円
期間： R3.12.1～R9.11.30 (6 年間)

議案第 6 号-22

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 197,153 m²
利用目的： 水稲・麦・野菜
賃料： 年間 10 a 当り 6,000 円
期間： R3.12.1～R9.11.30 (6 年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 20 号～第 22 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 20 号～第 22 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井脇委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 22 件 合計 59,089 m²

新規契約： 1 番～6 番、9 番～19 番、23 番～27 番 22 件 59,089 m²

更新契約： なし

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番、6 番、11 番、25 番を [REDACTED] へ、2 番～3 番を [REDACTED] へ、4 番を [REDACTED] へ、5 番、12 番を [REDACTED] へ、9 番～10 番を [REDACTED] へ、13 番を [REDACTED] へ、14 番～15 番、17 番～19 番を [REDACTED] へ、16 番を [REDACTED] へ、23 番～24 番、26 番を [REDACTED] へ、27 番を [REDACTED]

〃へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は4件です。

報告1-1

賃貸人：〃

賃借人：〃

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：〃

解約日：令和3年10月25日

説明：自作での耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人：〃

賃借人：〃

申請地：〃

解約日：令和3年11月5日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人：〃

賃借人：〃

申請地：〃

解約日：令和3年11月7日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人：〃

賃借人：〃

申請地：〃

解約日：令和3年11月9日

説明：労力不足による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

以上4件です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第1号議案の案件第1号、第5号議案の案件第4号、5号、9号、第6号議案の案件第7号、8号、20号～22号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会いたします。

午前10時30分

閉会